

2022 年度『100 都市保育力充実度チェック』 お詫びと訂正

保育園を考える親の会

2022 年度版につき、次のように訂正し、お詫び申し上げます。

【記事・保育状況は本当によくなっているか】

p.4 小見出し

(誤) 2 認可の利用を申請して認可を利用できなかった児童数」は待機児童の 23 倍

(正) 2 認可の利用を申請して認可を利用できなかった児童数」は待機児童の 50 倍

p.4 記事本文 小見出しの下の 4 行目

(誤) 37,505 人であり、待機児童の 23.4 倍になる

(正) 37,505 人であり、待機児童の 50.1 倍になる

p.6 記事中の表 <保育士の配置基準の改善> (下線部が修正後の正しい数値)

*いずれかの年齢で国基準よりも高い基準を持つ自治体は 85 市区あった。	
*ここでは、1 歳児と 3 歳児のみに着目して、国基準よりも高い基準をもつ自治体の数をカウントした。	
1 歳児の配置基準について[国基準は子ども対保育士= 6 対 1]	*国基準より改善している自治体の合計 <u>83</u> 市区
5 対 1 としている自治体	61 市区 (うち公立のみ <u>16</u> 市区)
5 対 1 以上としている自治体	<u>22</u> 市 (うち公立のみ <u>14</u> 市、私立のみ 1 市)
3 歳児の配置基準について[国基準は子ども対保育士=20 対 1]	*国基準より改善している自治体の合計 <u>42</u> 市区
16 対 1~18 対 1 に設定している自治体	9 市 (<u>うち公立のみ 6 市区</u>)
15 対 1 としている自治体	<u>28</u> 市区 (うち公立のみ <u>15</u> 市区、私立のみ <u>2</u> 市)
13 対 1 (以上) としている自治体	3 市 (<u>うち公立のみ 3 市区</u>)
	<u>国基準と異なるが改善とは言えない基準をもつ自治体 2 市区、(うち公立のみ 2 市区)</u>
全年齢で国基準と同じ配置基準の自治体 <u>15</u> 市	

(回答の表現にバラツキがあったため再分析をした結果、数値が変わった。記事本文は修正なし)

【データ 3】認可保育施設・事業の入園選考

P.34 札幌市 (育休中の上の子の扱い)

(誤) 育休対象児が満 2 歳に達する日まで在園可。ただしその日が 1 月~3 月で、上の子の小学校就学間近の場合、3 月末まで在園可。

(正) 育児対象児が満 1 歳に達する日の属する月の末日まで在園可。なお、認可保育所等を利用できない状況にある場合に限り、最大 2 歳までの延長が可能。ただし、満 2 歳に達する日が 1 月~3 月で、上の子の小学校就学間近の場合、3 月末まで在園可。

【データ4】認可保育施設・事業の保育料・給食

p. 38-p. 43 江戸川区、小金井市、調布市、八王子市、東村山市、東大和市、市川市、厚木市、鎌倉市

上記9市区の「0～2歳児の保育料」―「第2子以降の保育料の軽減」の欄にある解説「令和3年度はこれに加え、年収380万円未満相当世帯の第2子の保育料無償化」は削除。

上記9市区の「3歳以上児の給食について」―「主食の提供と利用者負担」の欄にある解説「※公立：1号は合算で4,000円」は削除。